

マイナンバーカードの交付には、申請から約1か月かかります。
カードには有効期限があり、20歳以上は10年間、20歳未満は5年間で、
初回申請手数料は無料です。

申請方法 その① 自宅で申請⇒役場でカード受け取り

下記①～③のいずれかの方法で申請し、マイナンバーカードの交付準備が整うと、交付通知書が届きます。交付通知書、本人確認書類(※)、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)をお持ちになり、必ずご本人が、役場・住民課窓口にお越しください。



①郵送

マイナンバーの通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に、必要事項を記入、顔写真を貼り付け、返信用封筒(差出有効期間切れでもそのまま使用できます)に入れて、ポストに投函します。



②スマートフォン

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録。登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



③パソコン

デジタルカメラなどで顔写真を撮影して、申請するパソコンに保存。申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。画面の案内にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

申請方法 その② 役場で申請⇒自宅でカード受け取り

下記書類①～⑤をお持ちになり、必ずご本人が、役場・住民課窓口にお越しください。後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便でご自宅へ郵送します。

- ①個人番号カード交付申請書
- ②顔写真(縦4.5cm×横3.5cm 最近6か月以内に撮影した、無帽、正面、無背景のもの)
- ③本人確認書類(※) ④通知カード(申請時に回収します)
- ⑤住民基本台帳カード(お持ちの人のみ、申請時に回収・廃止します)

(※) 本人確認書類(下記の㊷または㊸)

㊷次のうち1点: 住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、旅券、身体障害者手帳など
㊸㊷をお持ちでない人は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、町長が適当と認める2点(例) 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、医療受給者証、預金通帳など

●住所や氏名が変更になった人は、旧住所・旧氏名が記載されている「個人番号カード交付申請書」を使用することができませんので、事前に住民課へお問い合わせください。

【問合せ】 住民課 (☎内線161)



西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩における住民票の写し等各種証明書の交付サービスは、 **本年3月末で廃止**します。

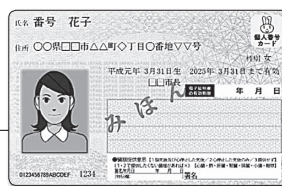
4月以降は、住民課窓口またはマイナンバーカード（個人番号カード）によるコンビニ交付サービスをご利用ください。

～ コンビニ交付でもっと便利に～

マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で、毎日午前6時30分から午後11時まで、下記の証明書を取得できます。（12月29日～1月3日、メンテナンス日を除く）

- ◇住民票の写し（本人および同一世帯の人の分のみ取得可能）
- ◇住民票記載事項証明書（本人および同一世帯の人の分のみ取得可能）
- ◇印鑑登録証明書
- ◇戸籍（全部・個人）事項証明書（本籍が斑鳩町の人で最新ののものに限る）
- ◇戸籍の附票の写し（本籍が斑鳩町の人で最新ののものに限る）
- ◇所得（課税）証明書（現年度・前年度）（各年度の基準日（その年の1月1日）に斑鳩町に住
民票がある人に限る。※課税資料（所得情報）のない人は事前に所得に関する申告が必要で
す）

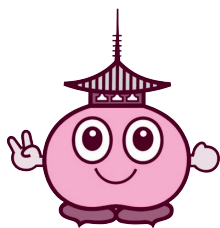
**手数料は窓口
と同額です**



コンビニ交付を利用するためには、
マイナンバーカード（個人番号カード）が必要だよ。

パゴちゃんカードは、印鑑登録証です。
役場窓口で印鑑登録証明書を取得するときに、
これからも必要なので、絶対に捨てないでね！

マイナンバーカードの交付・申請の休日受付を行っています。
日時 2月4日(日)、3月10日(土) 午前8時30分～正午
場所 役場1階 住民課窓口
※マイナンバーカードの交付・申請には、本人確認書類をご持
参の上、必ずご本人がお越しください。



家族介護教室

斑鳩町地域包括支援センター

☎0745⑦45666、
0745⑦54000

高齢になると、低栄養状態になり筋力が低下するなど、さまざまな原因で介護が必要になってきます。ちょっとした工夫で問題が解決したり、在宅介護の負担が軽減することもあります。ぜひご参加ください。

日程	内容
2月7日(水)	身体の保清と足浴の効果
2月14日(水)	高齢者にやさしい食事(調理実習)
2月21日(水)	排泄について
3月7日(水)	実際の介護方法(車いすやトイレ移動など)認知症の方への対応について

○時間：午前10時～11時30分
※2月14日は正午まで
○持物：筆記用具
※2月14日はエプロン、三角巾、ふきん持参

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階会議室・調理実習室 ほか

※3月7日のみ第二慈母園

対象 高齢者を介護している家族や近隣の援助者(介護従事者は除く)

費用 無料

定員 15人(申込順)

申込 2月6日(火)まで

介護予防リーダー養成講座

斑鳩町地域包括支援センター

☎0745⑦45666、
0745⑦54000

介護予防に必要な知識や方法を学び、安全かつ効果的な気軽にできる介護予防の運動を、地域の高齢者に広めていくリーダーとして活躍していただくことをめざします。

日時	内容
2月15日(木) 午前10時～11時30分	・介護予防とは
2月19日(月) 午前10時～正午	・運動器のしくみ ・介護保険制度について
2月22日(木) 午前10時～正午	・バランス運動の理論と実際 ・ロコモ予防について
3月5日(月) 午前10時～正午	・体力測定実習と結果の見方 ・運動習慣の定着方法
3月8日(木) 午前10時～正午	・介護予防の取り組みと今後の活動について

場所 生き生きプラザ斑鳩

対象 介護予防に関心があり、介護予防リーダーとして活動できる町

在住の20歳以上のの人

費用 無料

定員 20人(申込順)

申込 2月14日(水)まで

チャレンジ介護予防!

簡単チェック

今はまだ動けるから自分は大丈夫、という過信は禁物。元気なときこそ介護予防に取り組むチャンスです。体力づくりや食生活の改善、口腔ケアなど、日々の生活ですぐにできることから始めましょう。

対象 町在住の65歳以上の人
申込・問合せ 斑鳩町地域包括支援センター
(☎0745⑦4000・0745⑦45666)

日常生活で思い当たることはありませんか？

- 片足立ちで靴下がはけない
- ごはんやパン、麺類だけを食べていることが多い
- 口が渇きやすい
- 最近よく眠れない
- 最近のできごとや人の名前が思い出せない

当てはまる項目が多いほど要注意。介護予防に取り組みましょう。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込
運動教室	A コース 2月5日(月) 2月19日(月)	午後1時30分～3時 (事前に血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ斑鳩 1階 機能回復訓練コーナー	タオルを使って簡単なストレッチをしましょう。	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	15人(先着順)	不要
	B コース 2月13日(火) 2月26日(月)						
料理教室	2月21日(水)	午前9時30分～11時30分	生き生きプラザ斑鳩 1階 調理実習室	食べることは、元気の源。(昼食編)	エプロン・三角巾・ふきん2枚・筆記用具・材料費(500円)	15人(先着順)	2月13日(火)までに地域包括支援センターへ電話でお申し込みください。
生き生きセミナー	2月26日(月)	午前10時～11時30分	西公民館 集会室1・2	ストレッチや体操をして心も体もリフレッシュしましょう。	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	20人(先着順)	前日までに地域包括支援センターへ電話でお申し込みください。
	2月27日(火)	午後1時30分～3時	東公民館 集会室1・2				
	2月28日(水)	午前10時～11時30分	斑鳩町法隆寺五丁地区 地域交流館				



西和7町障害者等支援協議会 全体会の開催について

上牧町福祉課ふれあい福祉係

(☎0745⑦1001)

西和7町障害者等支援協議会では、行政、事業者、当事者が地域の障害福祉の課題の解決に向けて協議を行ってまいります。

今般、地域に向けた協議会の活動を発信するため、全体会を開催します。協議会の活動内容の説明のほか、

記念講演や授産品の販売会を企画していますので、気軽にご参加ください。

日時 1月31日(水)

午前10時～午後0時30分

受付 午前9時30分～

場所 上牧町保健福祉センター

2階 多目的室

記念講演

「障害のある人もない人も暮らしやすい社会へ」

奈良県健康福祉部障害福祉課

男女共同参画社会づくりセミナーI

「あなたがいるから わたしはうれしい」

— 共生社会をめざして —



障がいのある人たちがいきいきと自分らしく生きるため、講演やパフォーマンスを通じて一人ひとりが理解しあい、誰もが人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」について考えます。

日時 2月10日(土) 午後2時～3時40分
(受付は午後1時30分～)

場所 いかるがホール 小ホール

講演 NPO 法人 きららの木

理事長 江川 美奈子 氏

パフォーマンス NPO 法人 きららの木

NPO 法人 虹の家

NPO 法人 あゆみの家 各施設利用者

参加費 無料 定員 100人

主催 いかるが KAIGI 後援 斑鳩町

申込・問合せ まちづくり政策課 (☎内線213)

fax 0745④1011

Eメール machi@town.ikaruga.nara.jp

「障害のある人もない人も ともに暮らしやすい 社会づくり条例を学ぼう」 勉強会のお知らせ

生活支援センターななつぼし

(担当 土橋)

(☎0745⑦2390)

障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会は、誰もが望んでいることです。

お互いを思いやり、安心して暮らすことができる社会をめざした条例ができました。奈良県障害福祉課から講師を招き、条例についてわかりやすく説明していただきます。お気軽にご参加ください。

日時 2月15日(木)

午後1時30分～3時30分

(受付は、午後1時～)

場所 王寺町地域交流センター

(りーべる王寺東館5階)

(北葛城郡王寺町久度2-2-1)

講師 奈良県障害福祉課

申込 生活支援センターななつぼし

へお申し込みください。

「斑鳩プレミアム商品券」の

ご利用有効期限は、1月31日

(水)までとなっておりますので、

ご注意ください。

お知らせ

就学援助の受給申請のお知らせ — 新入学児童生徒学用品費 支給は入学前から —

教育委員会事務局総務課

(☎内線234、235)

経済的に就学困難な小中学生に対する就学援助のうち、入学時の学用品購入費を、本年度から入学前の3月に支給します。

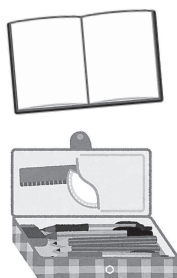
援助を希望される場合は、1月22日(月)から2月9日(金)まで(土曜、日曜日を除く)に、教育委員会事務局総務課で所定の手続きを行ってください。

支給対象 平成30年4月に町立または国公立の小学校、中学校に入学予定の児童生徒の保護者で、一定の所得以下の人

支給額 小学生 40,600円

中学生 47,400円

※入学時の学用品費以外の就学援助の申請については、従来どおり4月以降になります。詳しくは教育委員会事務局総務課へお問い合わせください。



平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

法律の改正により、平成30年度から国民健康保険制度が変わります。これまでの市町村に加え、都道府県（奈良県）が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等をはかります。

今回は、平成30年度からの国民健康保険税についてお知らせします。

平成30年度以降の国民健康保険税について

奈良県では、平成30年度以降の県および県内市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針として、「奈良県国民健康保険運営方針」を平成29年11月に策定しました。

この方針では、被保険者の負担の公平化をはかるため、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となることをめざして、県内統一基準による標準的な保険料（税）の算定方法が定められています。

現状

国民健康保険料（税）の水準や算定方法は、市町村ごとに異なっている。

平成30年度以降

被保険者の負担の公平化をはかるため、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一化（平成36年度完成）をめざし、下記の算定方法で段階的に統一化をすすめる。

◎標準的な保険料（税）の算定方法

*以下の算定方法で県内統一化

	医療分・後期高齢者支援金分	介護納付金分
賦課方式	3方式（所得割・均等割・平等割）	2方式（所得割・均等割）
賦課割合	所得割：均等割：平等割 50：35：15	所得割：均等割 50：50

※市町村ごとの被保険者の医療水準は反映しない。

※当町の現在の賦課方式は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分すべて4方式。（所得割・資産割・均等割・平等割）

今後は、平成36年度の保険料水準の統一化をめざして、県と協議のうえ、各市町村で計画的、段階的に保険料（税）の改定を実施していきます。

当町の平成30年度以降の保険税率については、上記算定方法を原則として現在検討中であり、決まり次第お知らせします。

夜間納税相談を実施します

国保医療課（☎内線114）

事情により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期内納付が困難で、開庁時間内に相談に来ることができない人のために、夜間・休日納税相談を実施します。
また、町税の納付も受け付けていますので、納付書を持参してください。

日時

夜間相談

1月30日（火）、
2月6日（火）、15日（木）

※いずれも午後8時まで

休日相談

1月21日（日）

※午前9時～午後1時

場所

役場1階 国保医療課

持物

本人確認書類（運転免許証など）、認印

●スポーツ

中央体育館（水曜休館）
☎0745⑦3100

大会名	少年少女サッカー交流会
日時	2月25日（日）午前9時～
場所	斑鳩健民運動場
申込期間	1月30日（火）～ 2月13日（火）

※申し込み、詳細については、中央体育館へお問い合わせください。



町有地売却のお知らせ

財政課 (☎内線252)

斑鳩町が保有する下記の物件の売却について、一般競争入札を行います。

● **入札要領・入札参加申込書の交付**

交付期間 2月9日(金)まで

午前9時～午後5時

(土曜・日曜日、祝休日を除く)

交付場所 財政課窓口

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

● **入札参加申込書の受付**

受付期間 2月13日(火)まで

午前9時～午後5時

(土曜・日曜日、祝休日を除く)

受付場所 財政課窓口

受付方法 必要書類を持参または郵送

※郵送の場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便で、2月13日(火)午後5時までに必着

● **入札および開札**

期日 2月27日(火)

時間 午前9時30分～

場所 斑鳩町役場

1階 第2会議室

売却地	
所在	奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目
地番目	570番1
(登記簿)	宅地
面積	405.63㎡
(登記簿)	
予定価格	29,509,500円
(最低売却価格)	

水道メーター取り替えのお知らせ

水道課 (☎0745⑦41401)

取替期間 2月12日(月)～24日(土)

取替地区 法隆寺南1～3丁目、法隆寺東1丁目、法隆寺1・2丁目、興留4・5・7丁目、阿波3丁目、高安西1丁目、東福寺1丁目、幸前2丁目

※対象となるご家庭には、事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 関西水道用品(株)

20歳になったら国民年金



国民年金ってなに？

国が運営する公的年金制度で、若いときに国民年金に加入して保険料を納め続けることで、年をとったとき(老齢基礎年金)や病気やけがで障がいが残ったとき(障害基礎年金)、家族の働き手が亡くなったとき(遺族基礎年金)に、年金を受け取ることができる制度です。



必ず加入しないとイケないの？

国民年金は、20歳以上60歳未満の日本国内に在住するすべての人に加入することが法律で義務づけられています。



将来、年金を本当にもらえるの？

国民年金は生きていく限りもらえる一生の保険です。

賃金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、年金に加入(20歳)してから年金を受給(65歳)するまでの間、経済社会が変動しても、受け取る年金の価値が保障されます。また、老齢

※国民年金のご相談・手続きについては、国保医療課(☎内線115)または奈良年金事務所(☎0742⑨1370)へお問い合わせください。

基礎年金は2分の1が国庫負担(税金)でまかなわれています。



国民年金保険料を払えないときはどうすればいいの？

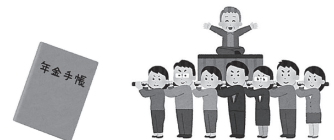
保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、いざという時に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。学生などで所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人には、次のような制度があります。

学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

若年者納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。



「小型動力ポンプ付積載車」を 更新しました

総務課（☎内線274）

消防団第3分団の小型動力ポンプ付積載車をこのたび、老朽化に伴い更新しました。

この小型動力ポンプ付積載車は、小型動力消防ポンプや消防用資機材を搭載した機動性と機能性を兼ね備えた車両で、大型の消防車両が入って行けない狭い場所でも迅速に消火活動を行うことができます。

今後も地域の住民の生命・財産と暮らしの安全を守るため、即戦力として活用していきます。



奈良県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額 (発効年月日)
奈良県最低賃金	786円 (平成29年10月1日発効)
特定最低賃金	時間額(日額) (発効年月日)
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 860円 (平成29年12月27日発効)
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 849円 (平成29年12月27日発効)
奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 851円 (平成29年12月27日発効)
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	時間額 816円 日額 6,527円 (平成元年1月25日発効)

奈良県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

奈良県最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。

奈良労働局賃金室（☎0742②0206）

大和川水環境協議会からのお知らせ

2月は「水質改善強化月間」 大和川の水質改善に取り組む月です

冬場は特に
水質が悪化
します

大和川の汚れの原因の

約7割が「生活排水」

汚れの主な原因は、台所やお風呂、洗濯など私たちが家庭で使った水=生活排水。だから、各家庭で汚れた生活排水を少しずつ減らすことで、大和川の水をきれいにすることができます。

たとえばこんな工夫で、汚れた生活排水を減らすことができます。

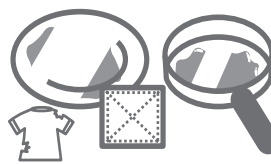
下流ではアユの遡上が確認されている大和川。子どもたちが遊べる大和川をとり戻すために、家庭からの汚れた生活排水を少なくする取り組みにご協力ください。

残さない



食事は食べる分量だけ作り残らないようにしましょう!

ふき取る



食器やフライパンなどの汚れは、拭き取ってから洗いましょう!

流さない



食べ残しや残りクズを、直接流さないようにしましょう!

問合せ：斑鳩町役場下水道課 ☎0745(74)2406
(事務局) 国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 ☎072(971)1381



書きそんじハガキ・
キャンペーン

1枚のハガキ、
みんなの笑顔のために

斑鳩ユネスコ協会(中央公民館内)

(☎0745⑦41511)

書きそんじハガキ・キャンペーンは「世界寺子屋運動」の一環として、諸事情により学校に行けない世界中の子どもたちに「学びの場」寺子屋」を提供し、教育機会の平等な世界の実現をめざす運動です。

住所・氏名などを間違えて投函しなかったハガキや、未使用の古い切手・テレフォンカード、図書券を提供してもらおうと、日本ユネスコ協会連盟を経て、ネパール・アフガニスタン・カンボジア・ラオスなどの発展途上国の子どもたちの支援に活用されます。ご協力をお願いします。

回収方法 2月28日(水)までに中央・西・東各公民館、法隆寺センター、役場各窓口、町立図書館などの公共施設の回収ボックスへ

ハガキ1枚で

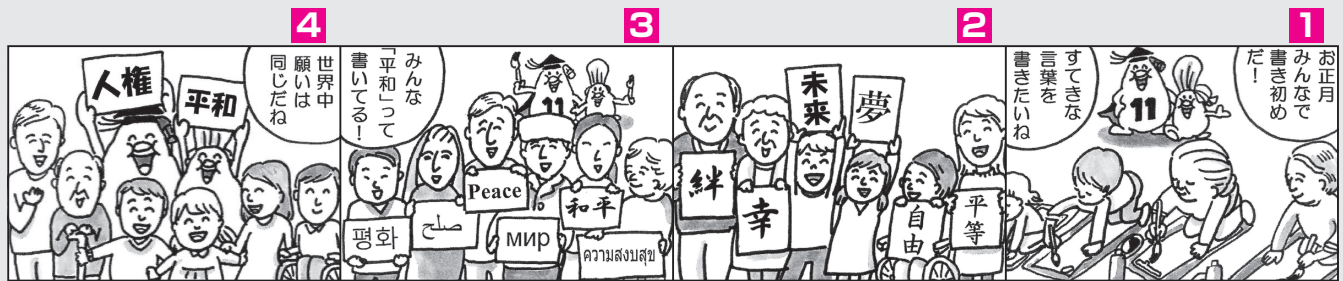


ネパールでは
えんぴつ7本



カンボジアでは
ノート1冊とえんぴつ1本

てんいち先生



※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。

消費生活相談室からのお知らせ

**訪問購入業者との契約は
慎重に!**

事例

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないと伝えると、1時間後に今度は男性が来た。不要な洋服などを出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と強引に言われ、指輪などを出して、2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の品を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に売った」と言われた。

**《消費者のみなさんへの
アドバイス》**

- ・訪問購入に関するご相談が全国の消費生活センターなどに多数寄せられています。特に60歳以上の高齢者の割合が約7割を占めており、中には終活でまとまった不用品を処分する際に被害に遭うケースもみられます。
- ・自宅で物品を買い取ってもらう訪

問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。事前の連絡なしに突然訪問して購入業者を家に入れないようにしましょう。

- ・購入業者は、前もって電話などで連絡した場合であっても、消費者が、事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めすることはできません。「貴金属はなにか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- ・訪問購入はクーリング・オフができます。(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)この期間中は購入業者に物品を引き渡さないこともできます。物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法ともなります。

**困った時は…
消費生活相談日(斑鳩町)**

毎週木曜日 午後1時～4時
ただし、第4木曜日は午前9時～正午・午後1時～4時
※月により変更の場合があります。詳しい日程は、1月号広報の相談日のページをご覧ください。

問合せ 住民課 ☎内線163



行事予定カレンダー

(1/15~2/15)

1月15日 (月)	チャレンジ介護予防！ 「運動教室」Aコース ①生き生きプラザ斑鳩1階 (機能回復訓練コーナー) ②時 13:30~15:00 ③地域包括支援センター (☎0745-74-5666) (☎0745-75-4000)	2月1日 (木)	
16日(火)		2日(金)	
17日(水)		3日(土)	
18日(木)		4日(日)	マイナンバーカードの交付・ 申請休日受付 ①役場1階 住民課窓口 ②時 8:30~12:00 ③住民課 (☎内線162)
19日(金)	第26回生駒郡人権教育推進連 絡協議会研究大会 ①いかるがホール 小ホール ②時 13:00~ ③中央公民館 (☎0745-74-1511)	5日(月)	チャレンジ介護予防！ 「運動教室」Aコース ①生き生きプラザ斑鳩1階 (機能回復訓練コーナー) ②時 13:30~15:00 ③地域包括支援センター (☎0745-74-5666) (☎0745-75-4000)
20日(土)		6日(火)	行政相談 ①役場1階第3会議室 ②時 13:00~16:00 ③住民課 (☎内線163)
21日(日)		7日(水)	
22日(月)	チャレンジ介護予防！ 「運動教室」Bコース ①生き生きプラザ斑鳩1階 (機能回復訓練コーナー) ②時 13:30~15:00 ③地域包括支援センター (☎0745-74-5666) (☎0745-75-4000)	8日(木)	
23日(火)		9日(金)	
24日(水)		10日(土)	
25日(木)		11日 (祝・日)	いかるがの里・法隆寺マラソン 斑鳩三塔健康走ろう会 ①メイン会場 中央体育館前 ②中央体育館 (☎0745-75-3100)
26日(金)	文化財防火デー みんなで守ろう文化財	12日(月)	
27日(土)		13日(火)	チャレンジ介護予防！ 「運動教室」Bコース ①生き生きプラザ斑鳩1階 (機能回復訓練コーナー) ②時 13:30~15:00 ③地域包括支援センター (☎0745-74-5666) (☎0745-75-4000)
28日(日)		14日(水)	
29日(月)	チャレンジ介護予防！ 「運動教室」Aコース ①生き生きプラザ斑鳩1階 (機能回復訓練コーナー) ②時 13:30~15:00 ③地域包括支援センター (☎0745-74-5666) (☎0745-75-4000)	15日(木)	
30日(火)			
31日(水)	<1月の納期限> 町民税 (第4期分) ①税務課 (☎内線154) 国民健康保険税・後期高齢者 医療保険料 (第7期分) ②国保医療課 (☎内線114) 介護保険料 (第7期分) ③長寿福祉課 (☎内線126)		

①開催場所 ②開催時間 ③問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事は変更される場合がありますのでご了承ください。